

個別特約

<Android アプリケーション使用許諾契約書>

最終改定日：2024 年 11 月 26 日

山形県南陽市和田 3369 番地

エヌ・デーソフトウェア株式会社

本特約は、エヌ・デーソフトウェア株式会社（以下「当社」という。）がおお客様に対して提供する本アプリ（第 1 条第 1 項に定義します。）の使用を許諾する契約条件を定めたものです。当社は、おお客様が利用規約および本特約を承諾することを条件に、本アプリの使用を許諾します。なお、利用規約と本特約に相反する定めがある場合には、本特約が優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項は利用規約に従うものとしします。

第 1 条（用語の定義）

本特約では、用語について、以下の各号に定めた意味で解釈します。

- 「本アプリ」とは、GooglePlay（本項第 3 号に定義します。）で当社が頒布するソフトウェアで、おお客様が保有または管理する Android 端末上でインストールして使用する態様のものをいいます。本アプリは、当社およびその他第三者に帰属する著作権およびその他の知的財産権で保護されたソフトウェアです。
- 「付属ドキュメント」とは、当社が本アプリの品質、仕様、運用方法を定めた書面（電磁的な書面も含みます。）をいいます。
- 「GooglePlay」とは、Google の運営する Android 向けアプリケーションソフトウェアのダウンロードサイト「GooglePlay」をいいます。将来的に Google が当該ダウンロードサイトの名称を変更した場合、本特約における「GooglePlay」とは、変更後の当該ダウンロードサイトも指すものとしします。
- 「Android 端末」とは、本アプリがインストールされる Android を搭載した端末をいいます。
- 「連携製品」とは、本アプリに含まれない当社のソフトウェア製品（別売）であって、本アプリとデータおよび機能の連携を行うことができるものをいいます。

第 2 条（契約の成立）

- 本使用許諾契約（以下「本契約」という。）は、おお客様が本アプリを GooglePlay からダウンロードして、おお客様が保有または管理する Android 端末にインストールした時点で有効に成立するものとしします。
- 本アプリは、介護サービス事業を営む事業者が使用することを想定しているものであり、一般消費者による使用を想定しておりません。したがって、おお客様と締結する本契

約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合、本条第 1 項の場合であっても本契約は成立しないものとします。当社は、契約への該非についてお客様からの問合せに回答する義務を負いませんので、お客様にてかかる契約への該非が不明の場合は、お客様の責任と費用負担で直ちに本アプリの使用を中止し、本アプリを Android 端末から削除するものとします。

第 3 条（使用許諾条件）

- 1 当社は、お客様に本アプリを使用する非独占的、かつ、譲渡不能な権利を許諾しますが、この権利には、連携製品を使用するために必要な権利は含まれません。お客様が連携製品を使用することおよび連携製品に本アプリを連携させることの許諾を受けるには、当社または当社の販売店から、連携製品のライセンスおよび連携製品と本アプリを接続するための接続ライセンスをそれぞれ別途有償で取得する必要があります。本アプリは連携製品と共に使用することを目的に作成されたソフトウェアであり、連携製品との連携を行わない場合、本アプリが目的とする機能は実現できない場合があることをお客様は理解し、これに同意するものとします。
- 2 本アプリは、当社が指定する型番で、かつ、当社が指定するバージョンの Android がインストールされた Android 端末でのみ使用可能とし、当社は次の各号に定める選択、判断、および決定を、自らの裁量に基づき行うことができるものとします。
 - (1) 本アプリが対応する Android 端末の型番または Android のバージョンの選択
 - (2) 特定の Android 端末の型番または Android のバージョンに対する本アプリの対応可否および対応する場合はその時期の決定
 - (3) 特定の Android 端末の型番または Android のバージョンに対する本アプリの対応終了および実施時期の決定
- 3 お客様は、本アプリを使用するために必要な準備を、お客様の責任と費用負担にて行うものとします。これらの準備には次の各号（第 3 号および第 4 号は本アプリと連携製品を連携させる場合に限り）が含まれますが、これらに限りません。
 - (1) 本アプリが対応する Android 端末の準備
 - (2) Android 端末への本アプリのインストール
 - (3) 連携製品のライセンスおよび連携製品と本アプリの接続ライセンスの取得
 - (4) 連携製品と本アプリの連携環境の整備
- 4 お客様は、本アプリを使用する場合、付属ドキュメントの記載内容に準拠し適正にこれを使用する義務を負うものとします。
- 5 利用規約の定めに基づき本アプリの使用許諾が失効した場合、お客様は、自らの責任と費用負担で、直ちに本アプリを Android 端末から削除しなければなりません。

第 4 条（バージョンアップ）

- 1 当社は、不具合改修、機能、および性能の変更、法令改正への対応等を目的として、本

アプリのバージョンアッププログラムを作成した場合は、GooglePlay に掲載しますが、お客様に対する個別の通知を行う義務は負わないものとします。

- 2 お客様が本アプリのバージョンアッププログラムを使用する場合、お客様が自らの責任と費用負担にて GooglePlay からバージョンアッププログラムをダウンロードして Android 端末にインストールするものとします。
- 3 当社は、バージョンアッププログラムの提供時期、提供内容等の選択、判断、および決定を、自らの裁量に基づき行うことができるものとします。本アプリに不具合が発見された場合、当社はすみやかに本アプリの不具合を改修するよう努めるものとしますが、バージョンアッププログラムの提供およびその時期を約束するものではありません。また、当社はバージョンアッププログラムの提供を、本アプリの連携製品のサポートを終了する時点をもって終了できるものとします。
- 4 バージョンアッププログラムの提供は、次の各号を前提として行われるものとします。
 - (1) バージョンアッププログラムは、お客様の問題を必ず解決または改善することを保証するものではないこと
 - (2) バージョンアップに伴い、本アプリの性能、機能、動作、または画面が変更されることがあること
 - (3) バージョンアップに伴い、本アプリの名称が変更されることがあること
 - (4) バージョンアップに伴い、本アプリの動作要件（ハードウェアおよびソフトウェア）が変更されることがあること

(条項は以上)